

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部

を改正する法律案（閣法第一〇号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、戦傷病者等の妻に対し、特別給付金を継続して支給する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正

一 平成二十三年四月二日以後に戦傷病者等の妻となった者であつて、当該戦傷病者等が平成二十八年四月一日において増加恩給等を受けているものに、特別給付金として額面十五万円、五年償還の国債を支給する。

二 平成二十八年四月二日以後に戦傷病者等の妻となった者であつて、当該戦傷病者等が平成三十三年四月一日において増加恩給等を受けているものに、一と同様の措置を講ずる。

三 現行の特別給付金を受ける権利を取得した戦傷病者等の妻であつて、当該戦傷病者等が平成二十八年四月一日において増加恩給等を受けているものに、当該戦傷病者等の妻である期間に応じ、改めて特別

給付金として額面五十万円、四十五万円又は三十万円、五年償還の国債を支給する。

四 一又は三の特別給付金を受ける権利を取得した戦傷病者等の妻であつて、当該戦傷病者等が平成三十三年四月一日において増加恩給等を受けているものに、当該戦傷病者等の妻である期間に応じ、改めて特別給付金として額面五十万円、四十五万円、三十万円又は十五万円、五年償還の国債を支給する。

## 第二 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正

現行の戦傷病者等の妻に対する特別給付金を受ける権利を取得した戦傷病者等の妻であつて、当該戦傷病者等が平成十八年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に死亡したことにより、平成二十八年十月一日において戦没者等の妻として公務扶助料等の受給権を有するもの等に、当該戦傷病者等の妻であつた期間に応じ、特別給付金として額面二百万円、百八十万円、百二十万円又は六十万円、十年償還の国債を支給する。

## 第三 施行期日

この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二は平成二十八年十月一日から、第一の二及び四は平成三十三年四月一日から施行する。